

北海道で水揚げされたホタテ貝等の海産物を韓国へ輸出している申立人らの平成26年1月から令和4年12月までの水産物の放射線検査費用について、原発事故の影響割合を5割として算出した金額が賠償された事例。

2050

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2株式会社（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 検査費用（申立人X1）
（期間：自 平成26年1月30日 至 令和元年12月23日）
- (2) 検査費用（申立人X2株式会社）
（期間：自 令和2年1月13日 至 令和4年12月28日）
- (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、下記のとおり金639万6053円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 検査費用（申立人X1）
金292万2960円
- (2) 検査費用（申立人X2株式会社）
金328万6800円
- (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用
金18万6293円
- (4) 上記合計
金639万6053円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、

本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月12日

(仲介委員 渡邊 敏)